

## 白馬村地域公共交通計画策定の進捗状況について

### 1. 地域公共交通計画とは

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」に基づく計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための計画。
- ・活性化再生法第 5 条第 1 項により地域公共交通計画策定が努力義務となった。
- ・地域公共交通計画と国の補助制度が連動化され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となった。
- ・計画の作成及び実施に必要な協議等は、活性化再生法に基づく法定協議会（＝地域公共交通会議）で行う。

### 2. 地域公共交通計画の基本記載事項（活性化再生法第 5 条）

| 記載事項        | 概 要                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ① 基本的な方針    | 計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。 |
| ②計画の区域      | 当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。                                                    |
| ③計画の目標      | 基本的な方針に即して目標を設定する。                                                           |
| ④事業・実施主体    | 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。       |
| ⑤計画の達成状況の評価 | 達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。                                                  |
| ⑥計画期間       | 原則 5 年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。                                                 |
| ⑦その他        | その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。                                                 |

### 3. 計画策定に向けての進捗状況

#### (1) 国庫補助金交付決定

令和6年度地域公共交通事業費補助金（地域公共交通計画調査事業）

補助対象経費：6,372,000円（補助金額：1,593,000円）R6.4.23交付決定

#### (2) 地域公共交通計画策定業務（委託契約）

契約相手方：東日本総合計画株式会社

契約額：6,050,000円（消費税込み）

履行期間：令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

#### (3) 地域公共交通検討委員会の開催（令和6年度中に4回開催予定）第2回まで実施済 協議内容

##### 第1回（R6.7.17）

- ・資料に基づき本計画の趣旨や方向性と計画の方針の決定
- ・村の公共交通の現況分析について

##### 第2回（R6.10.8）

- ・現況分析を基にした課題に対する方向性について

※協議は各回、委託業者作成の資料を基に実施

### 4. 今後の予定

R6.12月下旬 第3回地域公共交通検討委員会（計画素案決定）

R7.1月下旬から2月下旬 パブリックコメント実施

R7.3月中旬 第4回地域公共交通検討委員会

R7.3月下旬 地域公共交通会議（計画決定）

※委託業者は、資料の作成や会議への出席、会議録作成など、計画策定に必要な支援を随時実施